

碧南市特定規模小売店舗の地域貢献等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一定規模以上の小売店舗による出店計画を早期に地域に対して情報開示することにより出店に対する地域の理解を深めるとともに、店舗の自発的な地域貢献を求め、もって豊かで住みよいまちづくりを推進するため、新設等に関する届出、店舗の地域貢献等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模小売店舗 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。
- (2) 特定規模小売店舗 店舗面積等（法第2条第1項に規定する店舗面積及び飲食店業を行うための店舗の用に供される床面積をいう。）の合計が300平方メートル以上の小売店舗をいう。
- (3) 地域商業関係団体 商店街連盟、商工会議所その他商業者が組織する公共的な団体又は連合体をいう。

(新設等の届出)

第3条 市の区域に特定規模小売店舗を新設する者又は市の区域に存する店舗を建替え若しくは増床をすることにより特定規模小売店舗となる当該店舗の設置者（以下「設置者」という。）は、特定規模小売店舗を開店又は増床する日の1年前までに市長に新設等届出書を提出するものとする。ただし、商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例（令和6年愛知県条例第1号。以下「県条例」という。）第10条第1項の規定による届出を県へ提出した場合は、この限りでない。

2 市長に提出した新設等届出書の内容に変更が生じた場合は、設置者は、速やかに変更後の新設等届出書を市長に提出するものとする。

(地域説明会の開催)

第4条 大規模小売店舗に係る新設等届出書を市長に提出した者は、当該新設等届出書の内容を周知するための地域説明会（以下「地域説明会」という。）を当該新設等届出書を提出した日から1か月以内におおむね1回開催するものとする。

2 地域説明会を開催する者（以下「説明会開催者」という。）は、参加者の利便性に配

慮し、地域説明会の開催日時、会場、参加対象者、開催回数等を市長の助言指導を受けて定めるものとする。

（地域説明会開催結果の報告）

第5条 説明会開催者は、地域説明会開催後、速やかに市長に地域説明会開催結果報告書を提出するものとする。

（設置者による地域貢献事業の実施等）

第6条 設置者は、次に掲げる事項を実施し、参加し、又は協力するものとする。

- (1) 地域づくりの取組
- (2) 地域雇用の確保
- (3) 防犯及び青少年非行防止対策
- (4) 地域防災
- (5) 誰もが暮らしやすい社会の実現に向けた取組
- (6) 環境対策
- (7) 核テナント撤退又は店舗閉鎖時の対策
- (8) その他の対策

（地域貢献活動計画書の作成及び提出）

第7条 新設等届出書を市長に提出した設置者は、特定規模小売店舗の開店又は増床の日の1か月前までに地域貢献活動計画書を市長に提出するものとする。

2 前項の規定による地域貢献活動計画書の作成にあたっては、市及び地域商業関係団体の意見を聴くものとする。

3 市長に提出した地域貢献活動計画書の内容に変更が生じたときは、速やかに地域貢献活動変更計画書を市長に提出するものとする。

（地域貢献活動報告書の提出）

第8条 地域貢献活動計画書を市長に提出した設置者は、地域貢献活動計画書の提出日から2年以内に地域貢献活動報告書を市長に提出するものとする。

2 市は、前項の規定による地域貢献活動報告書の内容について、地域商業関係団体の意見を聴くとともに、その意見の聴取の状況を設置者へ通知するものとする。

3 市長に提出した地域貢献活動報告書の内容に変更が生じたときは、速やかに変更後の地域貢献活動報告書を市長に提出するものとする。

（撤退等の届出等）

第9条 新設等届出書を市長に提出した設置者は、撤退等（当該特定規模小売店舗を廃止すること、当該特定規模小売店舗において法第2条第1項に規定する小売業を行う者の全てを変更すること又は当該特定規模小売店舗を相当の期間休止することをいう。）を決定したときは、速やかに市長に撤退等届出書を提出するものとする。

2 新設等届出書を市長に提出した設置者は、店舗面積等を300平方メートル未満としたときは、遅滞なく市長に非該当届出書を提出するものとする。

（承継）

第10条 新設等届出書を市長に提出した者から当該届出に係る特定規模小売店舗を譲り受けた者は、当該届出をした者の地位を承継する。

2 新設等届出書を市長に提出した者について相続、合併又は分割（当該届出に係る特定規模小売店舗を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定規模小売店舗を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

（届出書類の公表）

第11条 市長に提出した新設等届出書その他の書類は、提出後速やかに市のホームページ等により公表するものとする。

（雑則）

第12条 この規程に定めるもののほか新設等に関する届出、店舗の地域貢献等について必要な事項は、設置者と協議の上、市長が定める。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 碧南市中規模小売店舗の出店に関する届出規程（平成4年碧南市公告第3号）は、廃止する。

附 則（令和7年4月2日公告第79号）

この規程は、令和7年4月2日から施行する。